

広情個審第77号

令和元年11月22日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年12月15日付け広市教総第87号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第187号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成28年12月15日付け広市教総第87号の諮問事案（諮問第187号事案）

平成28年8月18日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年9月30日付け広市教総第69号で行った公文書部分開示決定に対する同年10月25日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、すべてを開示せよ。

### (2) 審査請求の理由

P T A会費、同窓会費が公開されたとしても事業運営上の地位やその他社会的地位を害するおそれはない。仮にそのような情報であれば、P T Aや同窓会は広島市や学校に知られるような徴収出納を行わせるはずはない。

## 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、次のとおりである。

本件部分開示決定で開示しなかった情報は、P T A及び同窓会の経理に関する情報であり、公にすることにより法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号の規定により不開示とすることが適当であると判断したものである。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等及び当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

##### (2) 本件公文書の不開示の該当性について

当審査会が見分したところ、開示請求の対象となった公文書には、市立学校9校の教材費や給食費などの学校納入金の収支計画、学校長が会費徴収の委任を受けたPTA及び同窓会（以下「PTA等」という。）の経理情報が記載されているが、そのうち、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、各PTA等の会費や入会金、売店・食堂運営費、内容充実費、図書費、情報教育充実費、遠征援助費、文化行事費、国際交流費などの情報（以下「本件情報」という。）である。

PTA等の活動内容や経費をつまびらかにする本件情報は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害するものではないが、組織秩序を維持するため、社会通念上、団体の内部管理事項として秘匿することが認められる情報に当たり、公にすると、活動内容等を異にする他のPTA等の断片的な情報を捉えた誤解等により当該PTA等の社会的な評価が傷つけられるなど、当該PTA等の社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号に該当する。

なお、請求人は、実施機関が行った部分開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

##### (3) 結論

以上のことから、実施機関が本件開示請求に対して、部分開示決定としたことは妥当である。

#### 5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙 1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 8 ・ 1 2 ・ 1 5	広市教総第 8 7 号の諮問を受理 (諮問第 1 8 7 号で受理)
R 1 . 7 . 2 5 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 8 . 2 2 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 9 . 2 6 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 1 0 . 2 4 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授